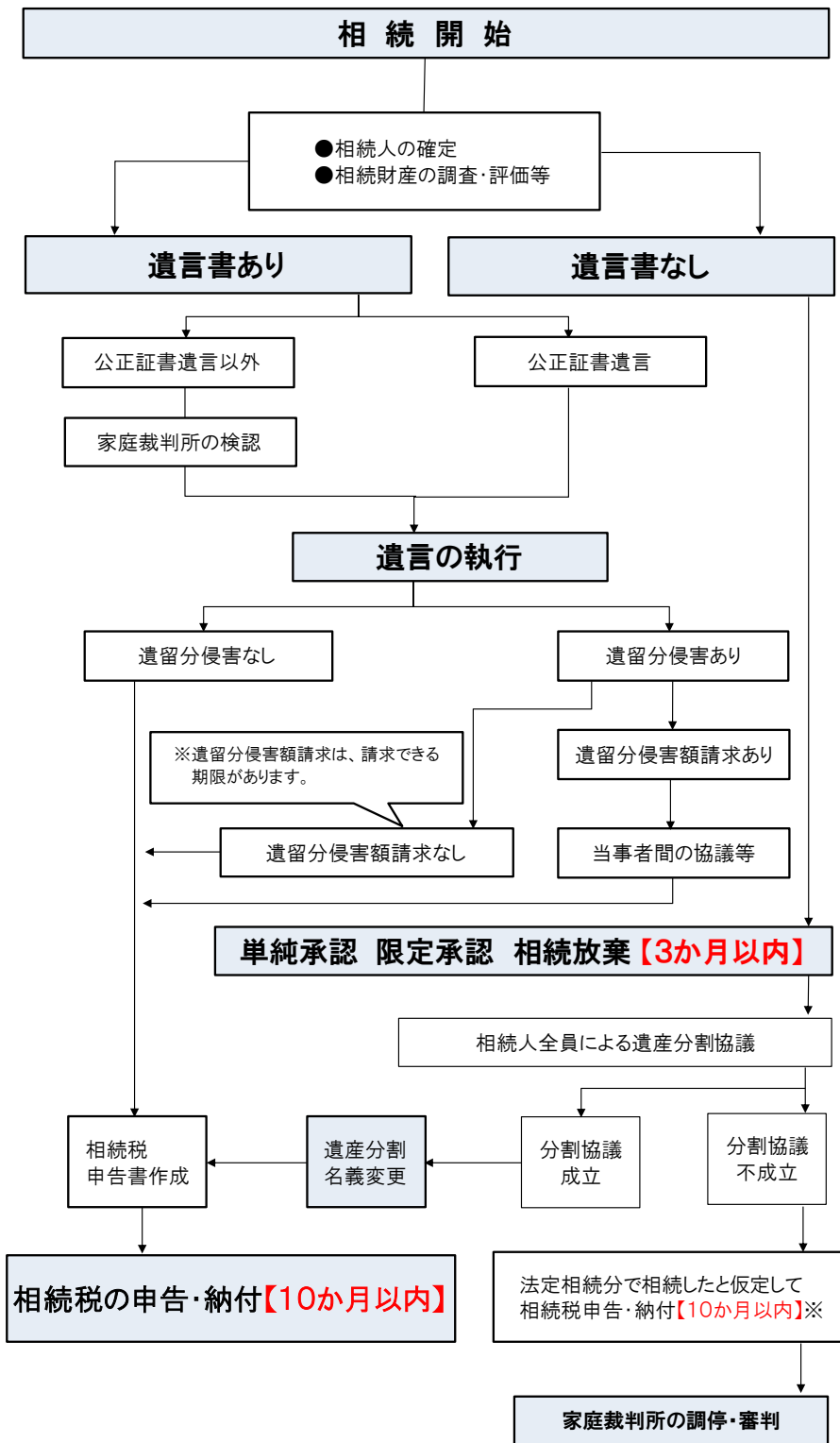


アルファバンクの

遺産整理サポート 遺言執行サポート



相続の流れと手続き



※遺言がなく相続税の申告期限までに遺産分割協議が間に合わない場合

- 配偶者の税額軽減が受けられません。
- 小規模宅地の特例が適用されません。
- 相続税の物納ができません。

ただし、相続税の申告書に「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出し、相続税納付期限3年以内に分割し更正の請求をした場合、「配偶者の税額軽減」「小規模宅地の特例」を受けられます。

業務の流れ

1. 事前のご相談

相続人の方から遺産の概要や相続人の状況、遺言の有無等をお伺いたうえ、業務の内容、スケジュール等をアドバイスします。

2. お申し込み・相続人の確定・委任契約

司法書士が取得した戸籍謄本等で、相続人を確定します。
相続人の皆さまと当行との間で、委任契約を締結します。

3. 遺産の調査・確認

相続人の皆さまご協力のもと、各種証明書等の内容に基づき、財産目録を作成します。

4. 遺産分割協議の文書化(遺産整理サポートの場合)

遺産分割協議で合意された内容を文書化します。

5. 遺産分割の実施

遺産分割協議書または遺言書に基づき、個々の財産の名義変更等の手続きを行い、円滑に遺産分割を実行します(不動産に関して司法書士に手続きを依頼される場合は、別途手数料がかかります)。なお、当行が行う遺産分割は一定の範囲内に限られます。

相続税の申告と納税

相続税をご納付いただきます(相続税の申告・納付手続きについては、相続人の皆さまがご依頼された税理士が行います。なお、税理士は当行から紹介することもできます)。

財産の管理・運用・処分

ご希望に応じて、専門スタッフが財産管理、運用、処分、不動産の有効活用コンサルティングや二次相続などのご相談をお受けします。

6. 業務完了のご報告

全ての相続財産の分割と名義変更の手続きが終了した時点で、相続人代表の方に業務完了の報告をいたします。

遺産整理サポート・遺言執行サポート 商品概要

料 金

- 基本料金(税込) (200,000円+金融資産比例料金(※))×1.1
- 最低料金(税込) 遺産整理サポート:770,000円(遺言書がないお客さま)
遺言執行サポート:550,000円(当行で遺言サポートをご利用のお客さま)

(※)金融資産比例料金

【当行預り資産の場合】

金融資産残高×0.3%

【他行預り資産の場合】

- ①1億円以下の部分×1.5%
- ②1億円超～3億円以下×1.0%
- ③3億円超×0.5%

※司法書士・公証人役場の実費は、相続人のご負担です。

●中途解約手数料(税込)

- ①財産目録をご相続人に交付前 220,000円
- ②財産目録をご相続人に交付後
(200,000円+金融資産比例料金×50%)×1.1
- ③金融資産の名義変更・換金手続き開始後
(200,000円+金融資産比例料金×70%)×1.1
- ④金融資産の名義変更・換金手続き終了後
(200,000円+金融資産比例料金)×1.1

サポート内容

銀行関連	預金	残高証明書・元帳の発行依頼	当行より残高証明書の発行を依頼、受領します。	
	証券	解約処理	当行にて手続きを行い、管理口座へ入金します。	
	投資信託	移管・名義変更	相続人の口座開設後に当行より移管・名義変更手続きを行います。	
			貸金庫	当行の貸金庫、および千葉県内他行分の貸金庫の解約手続きを行い、解約時に内容物の明細を作成します。
			原則、他行の県外店舗分は対象外です。	
	融資		対象外です。	
証券会社・上場株式		当行は、相続手続きと書類作成のサポートを行います。		
不動産		司法書士へ取次ぎ、登記の完了を謄本にて確認します。		
その他の財産		原則アドバイスのみとなります。		
財産目録作成		各種証明書等の内容に基づき、財産目録を作成します。		
遺産分割協議文書化		相続人全員による遺産分割協議に基づき、文書化します。(遺産整理サポート)		
司法書士、税理士等の専門家紹介		ご要望により専門家をご紹介します。		

金融資産比例料金の基準

手数料区分 (当行預り資産)…● (他行預り資産)…▲

金融機関		種類	遺産整理 遺言執行 サポート の対象 (対象は○)	手続者	手数料 区分	手数料算出の基準となる価額 ※死亡日までの利息・配当等は、 手数料算出の基準価額に 含みません
銀行	当行	円預金	○	当行	●	死亡日の残高証明書記載額
		外貨預金				死亡日の残高証明書記載額×死亡日の当行TTB
		円建債券				額面額
		外貨建債券				額面額×死亡日の当行TTB
		投資信託				・上場投資信託は、相続税評価方法に準じます
						・非上場投資信託は死亡日の基準価額×口数(死亡日が休場日の場合は、死亡日の前営業日の基準価額)
		貸金庫				○
	融資	対象外	相続人さま	対象外	—	
	京葉銀行SBIマネープラザを通して契約した商品(イ)	○	相続人さま (当行は書類作成サポートのみ)	●	・上場株式、上場投資信託の評価は、相続税評価方法に準じます ・非上場投資信託は死亡日の基準価額×口数(死亡日が休場日の場合は、死亡日の前営業日の基準価額) ・仕組債等は、京葉銀行SBIマネープラザ所定の評価額	
	当行を窓口として、被相続人が生命保険会社と契約した商品で、被保険者が被相続人以外の者であり、相続財産となるもの(ロ)	対象外	相続人さま (当行は書類作成サポートのみ)	対象外	・保険会社所定の評価額 ・評価額が外貨額で、円貨換算額の記載がない場合は、その外貨額×死亡日の当行TTB	
	他行	円預金	○	当行	▲	死亡日の残高証明書記載額
		外貨預金				・死亡日の残高証明書に円貨換算額が記載されていればその額 ・円貨換算額の記載がない場合は、記載外貨額×死亡日の当行TTB
		円建債券				額面額
		外貨建債券				・死亡日の残高証明書に円貨換算額が記載されていればその額 ・円貨換算額の記載がない場合は、記載外貨額×死亡日の当行TTB
投資信託		・上場投資信託は、相続税評価方法に準じます				
		・非上場投資信託は死亡日の基準価額×口数(死亡日が休場日の場合は、死亡日の前営業日の基準価額)				
貸金庫		＜原則＞ 県内は○ 県外は対象外				＜原則＞ 県内は当行 県外は相続人 さま
融資	対象外	相続人さま	対象外	—		
証券会社	上記(イ)を除く商品	○	相続人さま (当行は書類作成サポートのみ)	▲	・上場株式、上場投資信託の評価は、相続税評価方法に準じます ・非上場投資信託は死亡日の基準価額×口数(死亡日が休場日の場合は、死亡日の前営業日の基準価額) ・仕組債等は、証券会社所定の評価額	
生命保険会社	上記(ロ)を除く保険契約	対象外	相続人さま	対象外	—	
損害保険会社	契約者が被相続人	対象外	相続人さま	対象外	—	
信用金庫・農協	出資金	対象外	相続人さま	対象外	—	

必要書類の例(必要書類は場合により異なります)

士業に依頼する書類	被相続人に関するもの	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(出生日以降全て) <input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票の除票 <input type="checkbox"/> 住民票または戸籍の附票 <input type="checkbox"/> 家系図
	相続人に関するもの	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本・全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票または戸籍の附票
士業に依頼 または相続人の方にご用意いただく書類	不動産に関するもの	<input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書等 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本 (登記事項証明書) <input type="checkbox"/> 名寄帳
相続人の方にご用意いただく書類	金融資産に関するもの	<input type="checkbox"/> 預貯金等の通帳等(写) <input type="checkbox"/> 有価証券等の明細書(写)
	その他財産に関するもの	<input type="checkbox"/> ゴルフ会員権等の財産内容に関する資料(写)
	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 印鑑証明書(契約時)

対象となるサービス

遺産整理サポート

◆遺言書がなく相続人全員で遺産分割協議を行う必要がある場合

遺言執行サポート

◆被相続人が、当行【遺言サポート】を利用して、公正証書遺言を作成している場合

相続 マメ知識

～相続した財産は、名義変更等の手続きが必要です～

不動産の名義変更

種類	手続き	手続き先	必要書類
不動産	所有権 移転登記	法務局	・被相続人の戸籍謄本等 ・相続人の戸籍謄本、住民票等 ・遺言書または遺産分割協議書 ・固定資産税評価証明書 等

預貯金、有価証券等の金融資産の名義変更、換価(解約・売却)手続き

種類	手続き	手続き先	必要書類
金融資産 (預貯金) (株式) (投資信託) (その他)	名義変更 または 換価 (解約・売却)	預け入れ先 の金融機関	・名義変更または解約の依頼書 ・被相続人の戸籍謄本等 ・相続人の戸籍謄本、住民票等 ・相続人の印鑑証明書 ・遺言書または遺産分割協議書 ・預金通帳・証書 等

動産等の名義変更

種類	手続き	手続き先	必要書類
自動車	移転登録	陸運局	・移転登録申請書 ・自動車検査証 ・被相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明書 ・遺産分割協議書 等
ゴルフ 会員権	名義変更	各ゴルフ場	・各ゴルフ場の定めた書式

その他の手続き

- ◆被相続人が被保険者となっている生命保険の請求
- ◆生命保険(被相続人が被保険者ではない契約)、損害保険の名義変更
または解約等
- ◆被相続人の年金についての手続き
- ◆公共料金(電気・ガス・水道・電話加入権・NHK受信料)の名義変更また
は解約等